

指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

【重要事項説明書】

当施設は介護保険の指定を受けています。

（北海道指定 第0174700799号）

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況と勤務体制	2
5. 提供するサービスと利用料金	3
6. 利用の中止、変更、追加	5
7. 身元引受人	5
8. 感染症対策について	5
9. 身体的拘束等の廃止について	6
10. 虐待防止について	6
11. 事故発生時の対応について	6
12. 緊急時の対応について	6
13. 非常災害対策について	7
14. 施設利用の留意事項	7
15. 個人情報の取扱い（秘密保持）について	8
16. 苦情の受付について	8

1. 事業者

経営主体 士幌町
所在地 北海道河東郡士幌町字士幌 2 2 5 番地

2. ご利用施設

事業所の種類 ○短期入所生活介護（併設・空床型）
平成 1 4 年 1 2 月 1 5 日指定 北海道 第 0 1 7 4 7 0 0 7 9 9 号
○介護予防短期入所生活介護
平成 1 8 年 4 月 1 日指定 北海道 第 0 1 7 4 7 0 0 7 9 9 号
※当事業所は士幌町立特別養護老人ホームに併設されています。
事業所の名称 士幌町立特別養護老人ホームほほえみ
所在地 北海道河東郡士幌町字士幌西 2 線 1 6 9 番地（特別養護老人ホーム内）
電話番号 0 1 5 6 4 - 5 - 2 4 1 6
利用定員 1 0 名(空床ある場合は 1 2 名)

運営の方針 事業所の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、入所者の心身の状況や居室の空き状況により決定しますので、ご希望に添えないこともあります。

居室・設備の種類	室数	備 考
1 人部屋（1 階）	3 8 室	従来型個室（計 8 7 室） 多床室（計 1 5 室）
2 人部屋（1 階）	4 室	
1 人部屋（2 階）	4 9 室	
2 人部屋（2 階）	1 1 室	
合計	1 0 2 室	※内個室の 1 0 室が短期入所生活介護専用
食 堂	6 室	1 階 2 室 / 2 階 4 室
機能訓練室	1 室	〔主な設置機器〕 平行棒・滑車等
静養室	2 室	
浴 室（1 階）	5 室	一般浴・特殊浴
医務室	1 室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設設備です。

4. 職員の配置状況と勤務体制

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人数 ※1	指定基準 ※2
施設長	1 名	1 名
次長	1 名	
生活相談員（介護支援専門員と兼務）	2 名	2 名（兼務可）
介護支援専門員（生活相談員と兼務）	2 名	2 名（兼務可）
介護職員	4 1 名	3 9 名
看護職員	3 名	3 名
機能訓練指導員	1 名	1 名（兼務可）
栄養士又は管理栄養士	1 名	1 名
医師（嘱託医）	1 名	1 名（非常勤可）
事務	2 名	

※1 配置人数：職員数は上記の配置人員を下回らないものとします

※2 短期入所生活介護事業は、介護老人福祉施設（107名）と併設のため、指定基準の職員数は合算しています。

〈主な職員の勤務体制〉

医師	月 4 回の回診
介護職員 ※配置人員について、1 棟の人員	早番： 7：00～15：45 2 名 遅番： 9：45～18：30 5～6 名 夜勤：16：15～翌9：15 2 名
看護職員	早番： 8：00～16：45 1 名 遅番： 9：00～17：45
機能訓練指導員	月～金 8：00～16：45
生活相談員、介護支援専門員 管理栄養士、その他事務職員	月～金 8：15～17：15

5. 提供するサービスと利用料金(契約書第5条関係)

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

提供するサービスについては

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の金額をご契約者に負担していただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

〈サービスの利用料金〉

- 給付対象となるサービスの料金について《サービス利用料金表》別紙1-1、別紙1-2をご参照ください。
- その他介護給付サービス加算について同上《サービス利用料金表》別紙1-1、別紙1-2を参照ください。
- 介護保険制度の介護報酬改正などによる介護報酬額の変更や各種加算算定の変更があった場合、変更された額にあわせて自己負担額が変更となります。

〈サービスの概要〉(契約書第5条2項関係)

① 食 事

- ・管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食事を摂っていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～

② 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきり状態にある方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員、看護師により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 自宅への送迎

- ・利用者の心身等の状況及びご家族の事情等から送迎が必要と認められる方に対し、自宅と施設間の送迎を行います。
ただし、原則土日祝祭日の送迎は実施しておりません。
- ・通常送迎実施区域は、土幌町内全域とします。通常の実施区域以外(町外)の送迎については、居宅から当施設まで概ね片道20km以内の範囲でご利用いただけます。(要相談)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

〈サービスの概要と利用料金〉(契約書第5条3項関係)

① 食 費

- ・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。《別紙2》をご参照ください。

② 居 住 費

- ・この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。《別紙2》をご参照ください。

③ 特別な食事

- ・ご希望に基づいて特別な食事を提供することができます。

○ ご利用料金 実 費

④ 理 美 容

- ・理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

○ ご利用料金 実 費

⑤ 教養娯楽・レクリエーション行事

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○ ご利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供されるサービスに係るもので、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用をご負担いただきます。

但し、おむつ代は介護給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金の支払方法(契約書第13条関係)

サービス利用料金及び食費・居住費は、ご利用のあった月末締めにて利用日数に基づき計算し請求しますので、指定する期日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 指定の通帳口座より自動振替納入(自動引き落とし)

② 現金支払い 【納付場所】

- ・土幌町役場出納窓口
- ・土幌町農業協同組合(本所及び各事業所)
- ・帯広信用金庫土幌支店(本店及び各支店)
- ・北洋銀行帯広中央支店

(4) サービス利用中の医療の提供について（契約書第10条の1項）

緊急に診察が必要な場合は下記協力医療機関を受診します。なお、協力医療機関外の受診のための送迎・付添は原則としてご家族にてご担当いただきます。

○協力医療機関

医療機関の名称	士幌町国民健康保険病院
所在地	北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地
診療科	内科・外科・眼科・泌尿器科・整形外科

6. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7. 身元引受人(契約書第20条関係)

当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

- ① 身元引受人は、民法458条の2に定める連帯保証人として、利用者と連体して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとして、極度額500,000円を限度とします。

また、施設は、身元引受人（連帯保証人）に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況、滞納額等、利用者の債務額等に関する情報を提供します。

- ② 利用者契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
- また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

8. 感染症対策について

- (1) 施設内において、感染症又は食中毒の発生又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、サービス従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症又は食中毒の予防又はまん延防止のための指針を整備し、定期的な研修と訓練を実施しています。

※感染症対策について、ノロウイルス集団感染予防のため、吐物が付着した衣類はそのまま袋に入れて処分させていただきます。

- (3) 利用前に利用者の体調の変化があった時には、施設にご一報ください。

9. 身体的拘束等の廃止について

当施設では、サービス提供にあたり、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者本人または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又はご家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合には、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。

- (1) 施設において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、サービス従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、研修を定期的実施します。

10. 虐待防止について

当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために高齢者虐待防止法を遵守するとともに、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 施設において、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、サービス従業者等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、虐待防止のための研修を実施しています。
- (3) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。
- (4) 利用者本人とその家族や介護職員等も利用できる相談窓口を設けています。
 - ① 虐待防止に関する受付窓口 生活相談員
 - ② 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時
 - ③ 電話番号 01564-5-2416

11. 事故発生時の対応について(契約書第16条関係)

当施設では、事故の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

- (1) 施設において、事故発生防止のための委員会を設置し、サービス従業者に対する定期的な研修と事故が発生した場合の原因分析と改善策の周知を行い再発防止に努めます。
- (2) 事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合の対応等をサービス従業者に周知しています。
- (3) 事故発生防止のための措置を適切に実施するため、担当者を配置しています。
- (4) 施設では、損害賠償に備え損害賠償保険に加入しています。

12. 緊急時の対応について

当施設では、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合などのため、あらかじめ医師及び協力医療機関との連携により緊急時における対応方法を定めており、医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時における対応方法を1年に1回以上見直しを行っています。

13. 非常災害対策について

当施設では、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時において適切に対応するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、災害に対しての意識を高め迅速な対応ができるよう従業者に周知します。
- (2) できるだけ地域住民の参加が得られるよう努め、1年に2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行います。

14. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場として快適性・安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 面 会

面会時間 9：00 ～ 20：00

※来訪者は、必ず面会届用紙にお名前とご住所をご記入ください。

※来訪の際に、飲食物の持込みをするときは、その都度職員に申し出ていただきます。

※感染症拡大等の対策により、面会を制限させていただくことがあります。

(2) 外出

外出をされる場合は、事前にお申し出ください。

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(4) 喫 煙

・敷地内（施設内・外）全面禁煙とし、喫煙できません。ご協力ください。

(5) 貴重品・現金等

- ・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ・原則として現金はお預かりできません。独居生活の方などやむを得ない場合は、この限りではありません。

15. 個人情報の取扱い(秘密保持)について

施設の職員及び職員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように守秘義務を有しています。また、利用者に関する個人情報を第三者に提供する際には、あらかじめ文書により入所利用者又はご家族に同意を得てから行います。

16. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 生活相談員
- 電 話 番 号 0 1 5 6 4 - 5 - 2 4 1 6
- 受 付 時 間 毎週月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

(2) 行政機関その他苦情受付期間

士幌町役場 保健福祉課	所 在 地	士幌町字士幌西2線167番地
	電話番号	0 1 5 6 4 - 5 - 2 1 8 8
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8 : 3 0 ~ 午後5 : 1 5
北海道国民健康保険団体連合会 介護・障害者総合支援課 企画・苦情係	所 在 地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 5
	FAX番号	0 1 1 - 2 3 3 - 2 1 7 8
	受付時間	平日の午前9時から午後5時まで (午後0時～午後1時除く)

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設
説明者 士幌町立特別養護老人ホーム ほほえみ
職 種 生活相談員

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人兼連帯保証人 住 所

氏 名 印

署名を代行した理由 ()